

第 8 予防接種

感染症に関する予防対策としては、「感染源対策」「感染経路対策」「感受性対策」の 3 つが挙げられる。

このうち、「感受性対策」に重点を置くものが「予防接種法」の対象としてとりあげられており、当該法に基づく定期の予防接種を行っている。平成 7 年度以降、実施方法は学校や保健所で行う集団接種から委託医療機関で行う個別接種へと移行し、平成 24 年 7 月に、ポリオ（生ワクチン）の接種を最後に、集団接種を終了した。

また、平成 13 年 11 月の法改正に伴い同年より高齢者を対象としたインフルエンザ予防接種を実施し、平成 17 年度からは乳幼児を対象としたインフルエンザ予防接種（法定外の任意接種）を実施している。

B C G（結核の予防接種）については、平成 19 年 4 月の結核予防法廃止に伴い、その規定が「予防接種法」に移管された。

さらに、法定外の任意接種として、平成 23 年 1 月 4 日より、中学 1 年生から高校 1 年生相当の年齢の女子を対象とした子宮頸がん予防ワクチン、乳幼児を対象としたヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンに対する無料接種を実施し、平成 25 年度から定期接種となった。

平成 24 年には 9 月から不活化ポリオ、11 月から四種混合ワクチンを、平成 26 年には 10 月から水痘ワクチン、11 月から高齢者を対象とした肺炎球菌ワクチンの定期接種を開始した。

平成 28 年には 10 月から B 型肝炎ワクチンの定期接種を開始し、定期接種の対象とならない 3 歳未満の幼児を対象に B 型肝炎ワクチンの法定外の任意接種を実施した。

令和元年には、6 月から風しんの抗体検査を行った上での MR ワクチンの定期接種を実施している。

令和 2 年には 10 月からロタウイルスワクチンの定期接種を開始した。

令和 2 年 12 月 9 日の予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 75 号）の施行により、新型コロナウイルス感染症が臨時の予防接種に指定され、令和 3 年 2 月 17 日から令和 5 年度末まで新型コロナワクチンの臨時接種を実施した。

令和 3 年 4 月から、骨髄移植等の医療行為を受けたことにより、予防接種で得た免疫が失われた者が、ワクチンの再接種を行う場合の、再接種に係る費用の全部又は一部に対する助成を開始した。

令和 4 年 4 月から、平成 25 年 6 月 14 日以降のヒトパピローマウイルス感染症に係る子宮頸がん予防ワクチンの定期予防接種の積極的勧奨の差し控えにより、当該定期接種を受ける機会を逸した者（平成 9 年 4 月 2 日から平成 20 年 4 月 1 日までに生まれた女子）について、令和 7 年 3 月 31 日まで定期接種の対象者とした（令和 4 年度から令和 6 年度までに 1 回又は 2 回接種を済ませている者について、無料接種期間を令和 7 年度末まで延長）。

令和 6 年 10 月から、高齢者等を対象とした新型コロナウイルス感染症の定期接種を開始した。

1 定期予防接種一覧表

種 類	接 種 対 象 年 齢	接種回数
五種混合 ジフテリア 破傷風 百日せき 不活化ポリオ ヒブ (注 1)	I 期（初回・追加）：生後 2 月から生後 90 月に至るまでの間にある者	初回 3 回 追加 1 回
	II 期（ジフテリア・破傷風混合）：11 歳以上 13 歳未満の者	1 回
四種混合 ジフテリア 破傷風 百日せき 不活化ポリオ (注 1)	I 期（初回・追加）：生後 2 月から生後 90 月に至るまでの間にある者	初回 3 回 追加 1 回
	II 期（ジフテリア・破傷風混合）：11 歳以上 13 歳未満の者	1 回

種 類	接 種 対 象 年 齢	接種回数
麻しん・風しん (MR混合または 単抗原ワクチン) (注2)	I 期：生後 12 月から生後 24 月に至るまでの間にある者	1 回
	II 期：5 歳以上 7 歳未満の者であって、小学校就学前の 1 年間にある者	1 回
	V 期：昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日の間に生まれた男性	1 回
日 本 脳 炎 (注3)	I 期（初回・追加）：生後 6 月から生後 90 月に至るまでの間にある者	初回 2 回 追加 1 回
	II 期：9 歳以上 13 歳未満の者	1 回
結核（BCG） (注4)	生後 1 歳に至るまでの間にある者	1 回
ヒブ感染症	生後 2 か月から生後 60 月に至るまでの間にある者	接種開始時期により異なる（注5）
小児の肺炎球菌感染症	生後 2 か月から生後 60 月に至るまでの間にある者	接種開始時期により異なる（注6）
ヒトパピローマウイルス 感染症（子宮頸がん） (注7)	12 歳となる日の属する年度の初日から 16 歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子	接種開始時期により異なる
水痘（注8）	生後 12 月から生後 36 月に至るまでの間にある者	2 回
B 型肝炎（注9）	生後 1 歳に至るまでの間にある者	3 回
ロタウイルス感染症 (注10)	令和 2 年 10 月 1 日以降に生まれた、 （1 価）出生 6 週 0 日後から 24 週 0 日後までの間にある者 （5 価）出生 6 週 0 日後から 32 週 0 日後までの間にある者	（1 価）2 回 （5 価）3 回
高齢者等インフルエンザ	65 歳以上の者 60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者として厚生労働省令で定める者	期間中 1 回
高齢者等肺炎球菌 (注11)	65 歳の者 60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者として厚生労働省令で定める者	1 回
高齢者等新型コロナウイルス感染症 (注12)	65 歳以上の者 60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者として厚生労働省令で定める者	期間中 1 回

（注1）平成 17 年 9 月厚生労働省は、ジフテリア、百日咳及び破傷風への第 1 期定期予防接種は三種混合のみとの見解を示した。平成 24 年 9 月 1 日から不活化ポリオ（単抗原ワクチン）が定期予防接種に加わった。平成 24 年 11 月 1 日からジフテリア、百日咳、破傷風に不活化ポリオを加えた四種混合として、定期予防接種となった。令和 5 年 4 月 1 日から接種開始時期が生後 2 か月からに変更された。令和 6 年 4 月 1 日からジフテリア、百日咳、破傷風、不活化ポリオにヒブを加えた五種混合として定期予防接種となった。

- (注2) 麻疹及び風しんについては、平成18年4月よりⅠ・Ⅱ期での2回接種となった。また、平成20年度より5年間の時限措置として、中学1年及び高校3年の年齢相当者を対象としたⅢ期及びⅣ期接種を実施することとなった。さらに、平成23年5月20日～平成24年3月31日までの間、修学旅行や学校行事としての研修旅行で海外に行く高校2年生もⅣ期として接種対象となった。令和元年度より3年間の時限措置として、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性を対象とし、抗体検査を行った上でのⅤ期接種を実施することとなった。Ⅴ期接種の取り扱いは令和6年度末まで延長されることになった。
- (注3) 従来の日本脳炎ワクチンについては、接種後にADEM（急性散在性脳脊髄炎）の発症例があったため、平成17年5月30日の厚生労働省の勧告より積極的な接種勧奨は控えていた。平成21年6月より新しいワクチン（乾燥細胞培養日本脳炎）が供給開始となったが、接種対象はⅠ期のみとされた。その後、平成22年4月1日より、Ⅰ期の対象者（3才児）に対して積極的な接種勧奨を行うことになった。そして、平成22年8月27日より、Ⅱ期の対象者についても新しいワクチンが接種可能となり、また、接種勧奨の差し控えによりⅠ期における3回の接種を受けられなかった対象者についても特例措置として、その不足分をⅡ期の期間において接種可能となった。さらに平成23年5月20日より、平成17年度～平成21年度に接種機会を逃した者に対する措置として、平成7年6月1日～平成19年4月1日生まれの方は6か月以上20歳未満の間に日本脳炎の定期予防接種が可能となった。また、平成25年4月1日からは平成7年4月2日～平成7年5月31日生まれの方についても特例措置の対象が拡大された。
- (注4) 平成19年6月よりBCG個別接種導入（20年3月までは保健センターでの集団接種も並行して実施した）。
- (注5) 生後2か月から生後7か月未満の間で開始した場合は4回、生後7か月から生後12か月未満の間で開始した場合は3回1歳から5歳未満の間で開始した場合は1回となっている。
- (注6) 生後2か月から生後7か月未満の間で開始した場合は4回、生後7か月から生後12か月未満の間で開始した場合は3回1歳から2歳未満の間で開始した場合は2回、2歳から5歳未満の間で開始した場合は1回となっている。
- (注7) ヒトパピローマウイルス感染症は平成25年6月14日に、積極的な接種勧奨を控えるよう厚生労働省から勧告があった。令和2年10月9日に、予防ワクチン情報を対象者及びその保護者に個別送付するよう厚生労働省から通知があった。令和3年11月26日に、平成25年通知が廃止されたことを踏まえ、接種勧奨を行うよう厚生労働省から通知があった。令和4年4月1日から、積極的勧奨の差し控えの終了に伴い接種機会を逃した方（平成9年4月2日～平成20年4月1日生まれの女性）に対するキャッチアップ接種が開始された（令和7年3月31日まで。なお、令和4年度から令和6年度までに1回又は2回接種を済ませている方について、令和8年3月31日まで）。
9価ワクチンは1回目の接種を15歳になるまでに受ける場合は2回、15歳になってから受ける場合は3回接種、2価ワクチン・4価ワクチンは3回接種となっている。
- (注8) 平成26年10月1日から開始。経過措置として、平成26年度に限り、生後36月に至った日の翌日から生後60月に至るまでの間にある者の接種1回分を定期接種の対象とした。
- (注9) 平成28年10月1日から開始。
- (注10) 令和2年10月1日から開始
- (注11) 平成26年11月1日から開始。経過措置として、平成26年度まで、平成26年3月31日において100歳以上の者を定期接種の対象としている。また、平成26年度から平成30年度までは、該当する年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる者を定期接種の対象としており、平成31年度（令和元年度）から令和5年度まで、経過措置が延長された。
- (注12) 令和6年10月1日から開始。

2 臨時予防接種

種類	接種対象年齢	接種回数・時期
新型コロナワクチン (注13)	原則、日本国内に住民登録がある12歳以上の者	期間中3回を限度 令和3年2月17日 から令和6年3月 31日まで
	原則、日本国内に住民登録のある5～11歳の者	期間中2回を限度 令和4年2月21日 から令和6年3月 31日まで
	原則、日本国内に住民登録のある生後6か月～4歳の者	期間中4回を限度 令和4年10月24 日から令和6年3 月31日まで

- (注13) 令和3年2月17日から開始。
令和3年12月1日から、接種対象者のうち2回の接種が完了したすべての者を対象に、3回目接種が開始された。

令和4年2月21日から、小児（5～11歳）に接種対象が拡大された。
 令和4年3月25日から、3回目接種の対象が12～17歳に拡大された。
 令和4年5月25日から、接種対象者のうち3回の接種が完了した18歳以上の者（18～59歳の者にあつては、基礎疾患を有する者又は重症化リスクが高いと医師が認める者）を対象に、4回目接種が開始された。
 令和4年9月6日から、3回目接種の対象が小児（5～11歳）に拡大された。
 令和4年9月20日から、接種対象者のうち2回の接種が完了した12歳以上の者を対象に、令和4年秋開始接種が開始された。
 令和4年10月24日から、乳幼児（生後6か月～4歳）に接種対象が拡大された。
 令和5年3月8日から、令和4年秋開始接種の対象が小児（5～11歳）に拡大された。
 令和5年5月8日から、接種対象者のうち5歳以上の者（5～64歳の者にあつては、基礎疾患を有する者又は重症化リスクが高いと医師が認める者）を対象に、令和5年春開始接種が開始された。
 令和5年9月20日から、接種対象者のうち生後6か月以上の者を対象に、令和5年秋開始接種が開始された。

3 法定外予防接種

種類	接種対象年齢	接種回数・時期
乳幼児インフルエンザ	生後6月から小学校就学前の乳幼児	期間中2回 10月から翌年2月
再接種	再接種を受ける日に20歳未満の者 ※ただし、五種混合及び四種混合は15歳、ヒブは10歳（五種混合として接種する場合は15歳）、小児用肺炎球菌は6歳、BCGは4歳に達する日まで。	

4 予防接種実施時期

年齢 種類	出生	3 か 月	6 か 月	9 か 月	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳	8 歳	9 歳	10 歳	11 歳	12 歳	13 歳	14 歳	15 歳	16 歳	17 歳	18 歳
五種混合 （ジフテリア 破傷風 百日せき 不活化ポリオ ヒブ）		↓	↓	↓	↓										↓							
四種混合 （ジフテリア 破傷風 百日せき 不活化ポリオ）		↓	↓	↓	↓										↓							
麻しん・風しん （混合または 単独ワクチン）					↓					↓												

種類 \ 年齢	出生	3 か 月	6 か 月	9 か 月	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳	8 歳	9 歳	10 歳	11 歳	12 歳	13 歳	14 歳	15 歳	16 歳	17 歳	18 歳
日本脳炎							↓ ↓	↓	(I期)				↓ (II期)									
結核 (BCG)			↓																			
ヒブ感染症		↓ ↓ ↓			↓																	
小児の 肺炎球菌 感染症		↓ ↓ ↓			↓																	
ヒトパピローマ ウイルス感染症 (子宮頸がん)																	↓ ↓ ↓					
水痘					↓ ↓																	
B型肝炎		↓ ↓		↓																		
ロタウイルス 感染症(1価)		↓ ↓																				
ロタウイルス 感染症(5価)		↓ ↓ ↓																				

↓ 接種



標準的な接種年齢



接種が定められている年齢

5 予防接種実施状況

(1) 定期接種

(単位：人)

区 分 \ 年 度	2	3	4	5	6
五種混合(百日せき/ジフテリア/破傷風/不活化ポリオ/ヒブ)					5,095
四種混合(百日せき/ジフテリア/破傷風/不活化ポリオ)	10,935	10,056	9,346	9,141	2,958

区 分 \ 年 度	2	3	4	5	6
三種混合(百日せき/ジフテリア/破傷風)	0	0	0	0	0
二種混合(ジフテリア/破傷風)	3,164	2,594	2,448	2,419	2,549
結核 (BCG)	2,634	2,511	2,352	2,203	1,937
急性灰白随炎 (不活化ポリオ) (注1)	0	0	0	0	0
麻しん風しん混合Ⅰ～Ⅱ期	5,887	5,220	5,089	4,949	4,522
麻しん風しん混合Ⅴ期	1,484	428	236	129	157
麻しん (注2)	0	0	0	0	0
風しん (注2)	0	0	0	0	0
日本脳炎	15,774	9,437	11,422	10,321	10,015
ヒブ感染症	10,892	9,945	9,436	8,649	2,588
小児の肺炎球菌感染症	10,801	9,903	9,466	8,671	7,715
ヒトパピローマウイルス感染症 (子宮頸がん)	413	3,471	4,138	5,243	13,662
水痘	5,623	4,656	4,369	4,254	4,103
B型肝炎	7,833	7,534	7,092	6,517	5,724
ロタウイルス感染症	2,333	5,593	5,289	4,710	4,157
高齢者等インフルエンザ	90,629	81,502	81,593	77,021	72,502
高齢者等肺炎球菌	7,858	6,249	5,646	6,366	1,308
高齢者等新型コロナウイルス感染症					37,214

(注1) ポリオ (生ワクチン) は、平成20年度より年に4回集団接種を実施 (19年度までは年に2回実施)。平成24年7月に終了。

(注2) 麻しんおよび風しんの予防接種については、平成17年度まで、生後12～90月未満の間にそれぞれ1回ずつ接種していた。

平成18年度以降は麻しん風しん混合ワクチンの接種が原則となっているが、どちらかに罹患したことがある場合は、もう一方の単独ワクチンのみの接種も可能となっている。

(2) 臨時接種

(単位：人)

区 分 \ 年 度	2	3	4	5	6
新型コロナウイルスワクチン		857,687	413,107	205,786	

(3) 任意接種(法定外の予防接種)

(単位：人)

区 分 \ 年 度	2	3	4	5	6
乳幼児インフルエンザ	23,441	18,070	14,614	12,510	11,963
再接種 (注1)		1	1	1	3

(注1) 令和3年4月1日から開始。骨髄移植等の医療行為を受けたことにより、定期予防接種で得た免疫が失われた再接種を受ける日において20歳未満の者が、ワクチンの再接種を行う場合の、再接種に係る費用の全部又は一部に対する助成。